

コンプライアンス InSight 2021年 春号

# ESGコンプライアンス 実践に求められる 複合的なリスクへの対応

日本において「ESG」という言葉が注目されたのは、2014年にGPIFが国連責任投資原則（UNPRI）に署名した頃だろう。当時は「一過性のブームにすぎないのではないか」との見方もあったが、近頃はその言葉を聞かない日はないほど浸透し、すでに実体経済に組み込まれていると言えるまで存在感を高めている。

この背景には様々な要因が挙げられるが、グローバル市場、とりわけ欧州での“ESGファースト”な考え方が大きく影響していると言えるだろう。主要証券取引所においてESG情報開示を上場企業に義務化している点などからも、その注力ぶりが伝わってくる。

世界的にも、もはや、業績に代表される財務情報だけで企業の価値を判断することは“時代遅れ”になりつつあり、ESGに取り組む理由は「自社の社会的責任に基づいた取り組みや姿勢を示すため」だけではなくなっているとさえ言える。

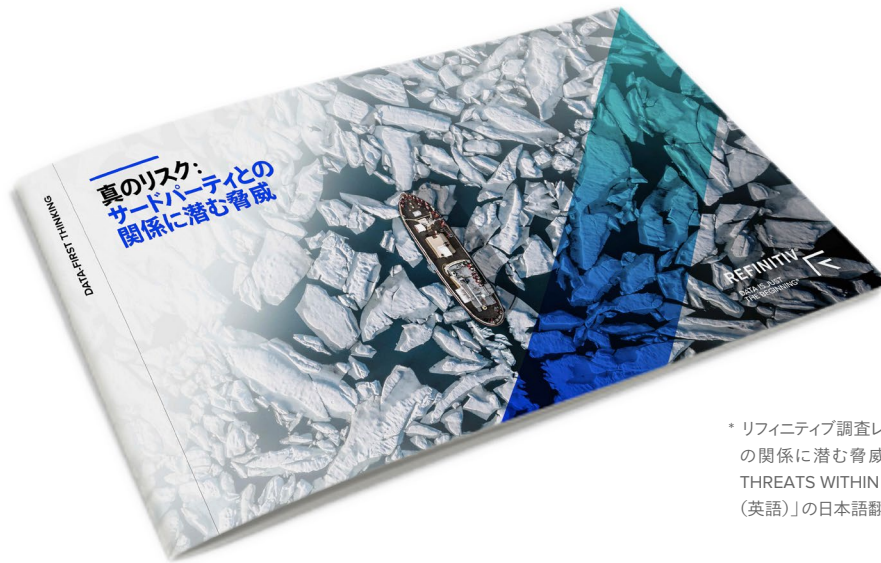
さらに、今日では「ESG要素への対応は、企業がこれまで向き合ってきたコンプライアンス・ガバナンス対応の内容とオーバーラップする」との考え方も定着し始めている。

要するに、気候変動対策や環境保全などを示すE（Environment：環境）の要素、ダイバーシティの達成や誠実な労使関係の実現、人権問題への対応といったS（Social：社会）の要素、組織の健全性や透明性、公平性などを示すG（Governance：ガバナンス）の要素は、サプライチェーン・リスクや贈収賄、不当競争や人権に関わるコンプライアンス領域の事柄と密接に結びついており、それぞれの分野での不祥事は、企業価値の損失や不買運動のようなダメージだけでなく、何らかの法令違反と制裁金や罰金に結びつく場合も考えられるということだ。

そう考えると、ESGコンプライアンスの推進は、これまで行なっていた“個別・縦割り”のコンプライアンス対応に横串を刺して一貫した対応をとることだ、とも言い換えるだろう。

では、そのような重要かつ複合的な課題をどう整理し、対応していけばいいのか？

本稿では、Refinitivがグローバルに展開したウェビナーの内容や2020年2月に発行された、16カ国におけるグローバルなサードパーティ関係、リスク管理およびコンプライアンスを担当する1,800名近くの企業の専門家に向けてオンラインで実施した調査をもとに作成したグローバルレポート「真のリスク: サードパーティとの関係に潜む脅威」<sup>1</sup>の内容を紐解きながら確認していく。



\* リフィニティブ調査レポート「真のリスク: サードパーティとの関係に潜む脅威」は、「THE REAL RISK: HIDDEN THREATS WITHIN THIRD-PARTY RELATIONSHIPS (英語)」の日本語翻訳版です。

## 実体経済の反応・消費者の圧力から見るESGコンプライアンスの必要性

まず、企業にとって重要なステークホルダーである投資家がどれほどESG情報を重視しているのか、改めて確認しておこう。

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室が2019年に実施・発表した「ESG投資に関する運用機関向けアンケート調査」<sup>2</sup>によると、「アンケートに回答があった運用機関(48社運用総額約3,988兆円)のうち、95%以上がESG情報を投資判断やエンゲージメントに活用している」とのことだ。彼らはその情報を、「リスク低減(97.9%)、リターン獲得(87.5%)」に活用しているという。一方、「運用機関の85.4%は、『企業のESG情報の開示が不十分』であり、ESG評価の障害になっている」との認識を示している。

ESG投資にもいくつかの手法があるが、長期的に優れたパフォーマンスを上げ、リターンを得ようという考え方はどれも同じはずだ。そして、近年は、企業の業績がガバナンスにまつわる問題の影響を強く受けるようになっている。そうしたことから、投資家らが企業が発表するESG情報に正確性や十分さを強く求めるのもっともな話だと分かる。

では、そもそも企業の業績がガバナンスの影響を強く受けるようになっている背景には何が考えられるのだろうか？

不正や不祥事の隠蔽やカルテル・談合などの不当競争の事実が明るみになることが企業価値を貶め市場からの信頼を失うことは当然だが、Refinitivがグローバルに向けて実施したウェビナーの中では、新たな視点として「NGOによる監視の目とミレニアル世代やZ世代ならではの力」に着目していた。

<sup>1</sup> 参照: <https://www.refinitiv.com/ja/risk-and-compliance/resources/hidden-threats-third-party-risk>

<sup>2</sup> 参照: <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224001/20191224001-1.pdf>

日本ではNGOの影響を実感する機会がそれほど多くはないが、彼らは豊富な活動資金と弁護士やジャーナリストなどのプロフェッショナルのネットワークを駆使して、ESGに関連した問題を提起、監視を行なうなど、グローバルにキャンペーンを展開し続けている。英国でNGOの活動調査や分析をしているSigwatch社<sup>3</sup>は前出のウェビナーで、「多くのESG問題は、NGOの問題提起によって始まる」と、彼らの影響力の高まりに言及していた。

その活動の一例として挙げられるのが、シェールガス採掘時のフラッキングが誘発地震や地下水枯渇といった環境問題に繋がっていると指摘したことだ。これは、現地を中心に政治問題になり、新法の成立にまで発展している。他にも、アップルや電子機器メーカーのサプライチェーン上にある下請け会社で人権侵害や労働搾取、環境問題が起きていることを突き止め、それがきっかけとなって世界的な不買運動が起きたことはよく知られている事柄だ。

近年、NGOが発信する問題が世界的な議論になりやすくなっているのは、彼らの問題提起とミレニアル世代やZ世代の志向が呼応しているからではないか、との見方がある。だが、それだけではなく、情報がソーシャルメディアを通じてミレニアル世代やZ世代の目に触れ、さらに広範囲に拡散していく仕組みが日常に溶け込んでいる点も無視できないだろう。

こうした例からも読み取れるように、ESGコンプライアンスの推進が必要な理由は、企業の“クリーンさ”といった情緒的な価値を示すためだけでなく、ビジネスの利益や企業価値の維持であることを改めて認識しておくべきだろう。今日では、日本のNGOが海外NGOと連携し、企業にESGコンプライアンスの実践状況を問うケースも見られるようになってきている。日本企業もNGOの動向に無関心なままではいられないはずだ。

## ESGコンプライアンスの徹底は規制対応にも繋がる

ESG関連の問題が明るみになった場合、企業は売り上げ減少だけでなく中長期的なブランド毀損やレピュテーション・リスクの増大、規制や罰則と、様々な影響を受けることになる。

その際に適用される法令として知られているのが、米国の貿易円滑化・貿易執行法ほか、英国現代奴隷法や豪州現代奴隷法、オランダ児童労働デューデリジェンス法などだ。これら人権保護の考えを下敷きにした貿易関連の法令は、活発に運用されつつある。

例えば、中国・新疆ウイグル自治区の強制労働や人権侵害の問題は、上述の法令適用も含め、大きな国際問題になっている。そして、それに伴って当該地域と直接あるいは間接的に繋がりがあがる企業の経済活動にも影響が出始めているのは周知の通りだ。

より企業財務への大きな打撃が懸念される法令もある。2020年7月に改定された米国腐敗行為防止法(FCPA)や英国贈収賄禁止法をはじめとする各国の不正競争防止に関する法令は、近年、罰金・課徴金の高額化が進んでおり、2020年にも過去最高額の罰金が命じられた。そして、この記録が塗り替えられることは「想定内だ」とする意見は多い。

「日系企業がこのような法令に抵触した事例はそうないだろう」との声も聞こえてきそうだが、決してそうではない。近年は日系企業もサプライチェーン上での人権問題について責任を問われるケースや不正競争・贈収賄を指摘され高額な罰金・和解金を支払うケースが増えている。他山の石ではない、ということだ。

もしリスクを抱えてしまう理由が、自動車や電子機器に搭載される製品に欠かせない希少鉱物であったり、製造業における海外へのアウトソースであったりと、ビジネスの根幹に関わる事柄だとするならば、無策なままではリスクは今後も肥大化するおそれがあるだろう。多くの企業が軒並み問題解決に向けてコストやリソースを割り当て始めているが、その動きは必然の成り行きだと言えそうだ。

過去、経営陣の中には少なからず、「ESGへの対応は努力義務の部分が多く、対応する価値が見出しづらい」と考えるフシがあったようだ。だが、今日ESGコンプライアンスの不備はほとんど確実に企業の財務リスクにまでなりうる。そして、そのリスクの範囲は今後も拡大し続けるだろう。

<sup>3</sup> 参照：<https://www.refinitiv.com/ja/media-center/press-releases/2020/refinitiv-expands-scope-of-enhanced-due-diligence-reports-with-inclusion-of-ngo-and-esg-data-from-sigwatch>

## コンプライアンスの実践状況をマーケットにどう説明するか？

ここまで、ESGコンプライアンスの必要性やそれが企業にもたらす影響について確認したが、ESGコンプライアンスは実行に加え、その内容をどのようにマーケットやステークホルダーらに伝えていくか、というところまでカバーする必要がある。方法論はいくつかあるが、ここではウェビナーで紹介されていたESG情報の発信に関するプログラムのフレームワークの要点をお伝えしたい。

最も重要なのは、ESGのどの要素がどの事業セグメントに影響を及ぼし、何が最も大きな影響力を持つことになるのか見定め、重要な要素(マテリアリティ)を明確にすることだ。そして、課題を改善していく過程にいくつかのマイルストーンを設定し、何をもって成否を判断するかメジャーメントの方法も決めておく必要がある。

このように、中長期的にいかにか課題に取り組むかを整理して発信することは、あらゆるステークホルダーが「企業は何を目指し、どう変わっていくとしているのか」を把握し評価する手助けにもなるはずだ。

加えて、上記のように「今後、何にどう取り組むか」を示すからこそ、ESGコンプライアンスの徹底にはある程度の時間がかかることをステークホルダーだけでなく社内全体に理解してもらえるように働きかけることも忘れてはならない。

例えば、企業にとっての最大のESGリスクがサプライチェーンにおける「人権侵害や不当競争、贈収賄」だとした場合、サプライチェーン上の企業に対する実態調査や問題発覚後の改善アクション、より透明性・信頼性の高いサプライヤーへの転換が必要となった際の対処などには膨大な時間とコスト、労力が必要になる。数年から数十年単位の計画になることは想像に難くないはずだ。

また、ESGリスクは社内で複数が存在すると考えられるため、それらに正しく優先順位を付ける必要も出てくる。

その際、判断基準になりやすいのが、近年大きく意識を変化させているステークホルダーの存在だ。自社を取り巻くステークホルダーを定義し、つながりの深さや、もし問題が発覚したらどのような反応が起きるかを予測するなどして、その影響度合いを見極めながら内容を精査していくことが判断の近道になるだろう。

他方、ESGコンプライアンスの実践という観点から見れば、人権侵害のほか、不正会計やデータ漏洩、気候変動リスクなどへの対処にあたって、各国で基準がそれぞれ異なるという厄介な問題も解決しなければならない。個別に対応するとすれば、コストもリソースも莫大なものになると想像できよう。

この問題に対し、ウェビナーでは、「ESG原則を遵守して順調な経営を続けている企業の多くは、事業を展開する地域の要件の中で最も厳格な要件を満たすことのできるグローバルなポリシーを採用している」と紹介していた。このアプローチは、対応時のハードルは高いが結果的には効率が良いと考えられる。企業にとって一考の価値がありそうだ。

こうした取り組みが不可欠な事情は冒頭でも示している通り、ESG情報の開示が義務的要件となっている証券取引所や規制当局がすでにあるためだ。おそらく今後もその流れは加速するだろうし、開示を行わないのであれば、合理的な理由を求められるようになるだろう。実質的には「開示は避けられない」と捉えていいと考えられる。

日本でも、開示内容の「良し悪し」を吟味するようになってきている。それを受け、金融庁が『「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表について』と題して、2019年以降ベストプラクティスを共有している。<sup>\*4</sup> こうした情報は大いに参考にしたい。

<sup>\*4</sup> 参照：<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html>

## ESGコンプライアンスを考える上でサードパーティの存在は無視できない

ESGコンプライアンスの実践と情報開示について、実際のところ、自社に限った対応はメドが付きやすいかもしれない。しかし、ビジネスが自社のリソースだけで完結しなくなった昨今、自社の対応がどれだけ完璧であっても残念ながら不十分だ。それに加え、サプライチェーン・マネジメントの要である「サードパーティ・リスク」への配慮も社内の対応と同じくらい熱量をもって取り組む必要がある。

冒頭で挙げたRefinitivのグローバルレポートでは、ここで言う「サードパーティ・リスク」を「サードパーティを通して企業に脅威やリスクをもたらすおそれがあるすべてのものを意味し、贈収賄や汚職、現代奴隷労働、環境犯罪、野生動物や紛争鉱物の取引などが含まれる」と定義している。

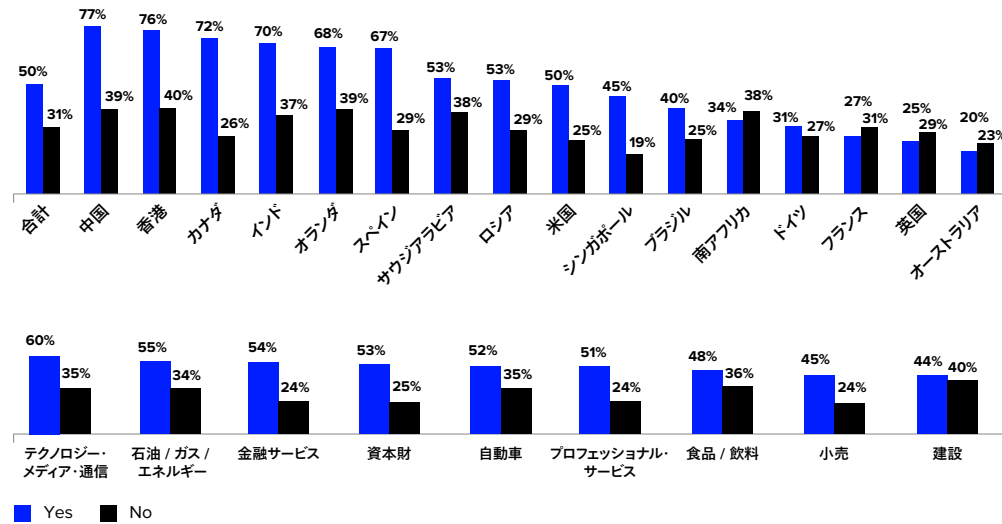
そして、こうした事柄への対応がESGコンプライアンスの要諦である理由は、調査結果から得られたいくつかの重要なポイントに由来している。

まず注目したいのが、「自社または同業他社が、既知のサードパーティ・リスクに関連して法的措置を受けたことがあるか?」との質問に対し、回答者の50%が「サードパーティ・リスクに関連して自社が法的措置を受けたことを把握している」と答えている点だ。

贈収賄や人権侵害に対する実行力のある規制や市場の反応が厳しくなっているにもかかわらず、企業の対応が期待に見合ったものになっていないことがこの内容から想像できるだろう。(図1)

図1: 法的措置

自社または同業他社が、既知のサードパーティ・リスクに関連して法的措置を受けたことはありますか?(複数回答可)

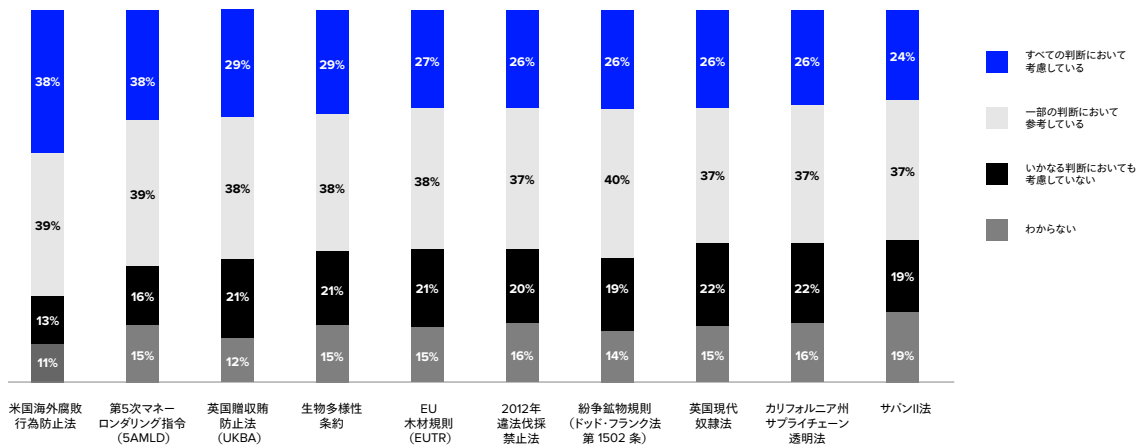


出所: リフィニティブ・レポート「真のリスク: サードパーティとの関係に潜む脅威」

ただ、下図(図2)に示されている通り、企業の大多数は、サードパーティ・リスクの管理に関する意思決定を行なう際に、米国海外腐敗行為防止法(77%)、第5次マネーロンダリング指令(69%)、英国贈収賄防止法(67%)などのグローバルな規制を「考慮している」との回答もある。つまり、サードパーティが法的措置を受けるリスクをある程度予測していた、というわけだ。

### 図2: 全体: サードパーティ・リスクの管理に当たって考慮する事項

次のガイドライン、法令、枠組みおよび基準のうち、サードパーティ・リスク管理について意思決定をする際に考慮するものはどれですか？(各列で単一回答)



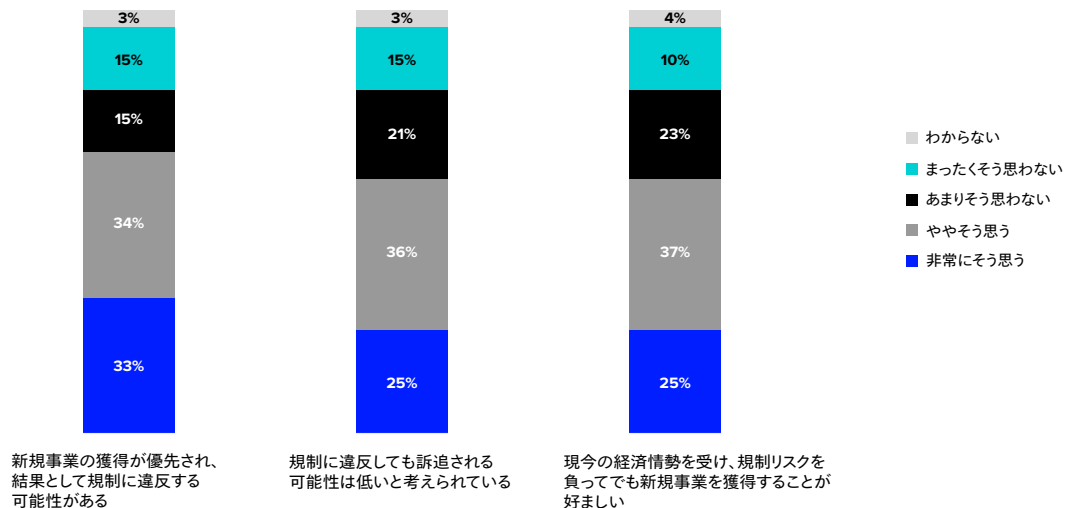
出所: リフィニティブレポート「真のリスク: サードパーティとの関係に潜む脅威」

この2つの調査結果から、サードパーティ・リスクの管理がいかに難しいかが見えてくる。

では、考慮していたとしてもサードパーティ・リスクが現実のものになってしまう理由は何か? 一因として考えられるのが、下図(図3)に示された調査結果だ。

### 図3: サードパーティ・リスクに関する考え方の傾向

次の考え方にどの程度同意しますか?



出所: リフィニティブレポート「真のリスク: サードパーティとの関係に潜む脅威」



米中の対立激化やそれによるサプライチェーンの再編、規制対応や先端技術への適応など、コロナ禍以外にもビジネス環境が目まぐるしく変化する要因は存在していた。そうした中でも、「サードパーティとの協力体制を強化・拡大して自社の機会損失を避け、できるだけ利益を上げたい」と企業が考えるのはある種自然なことだろう。

そして、それによってリスク管理のプライオリティが平常時よりやや疎かになってしまい、結果としてデューデリジェンスの精度が鈍化してしまうことも無理からぬことなのかもしれない。

しかし、そうだとすると、取引開始時に行なわれるべきデューデリジェンスの精度はサードパーティがもたらすリスクに見合うものであるべきだ。少なくとも、サードパーティが自ら申告してくる内容を鵜呑みにするようでは、リスク管理はままならないことを念頭に置くべきだ。

## 十分な精度のデューデリジェンス・スクリーニングにふさわしいデータか？

では、自社のリスクを低減させるだけのデューデリジェンスを行なうにはどうすればいいか？

サードパーティとの連携の内容などを鑑み、社内のリソースだけでなく、調査を外部に委託するのは選択肢のひとつだろう。特に、コロナ禍によって十分な調査が難しい場合、取引開始を急ぎたい事業部門のニーズに対応するためには外部のリソースをうまく活用するのは一手段として有効だと考えられる。

一方、昨今はコンプライアンス部門が主動して、データやソリューションを活用したデューデリジェンスやスクリーニングを行なうケースが見られ始めている。デジタルシフトやデジタルトランスフォーメーション(DX)が経営課題の優先事項になる今日、そうした体制を検討する企業はこれからも増えていくはずだ。

そこで重要なのが、利用するデータそのものの精度だ。より踏み込んで言うなら、「そのデータは、サードパーティ・リスク低減に資するデューデリジェンス・スクリーニングを行なう際にふさわしいものなのか？」ということだ。

近年では、経営陣が変わったりM&Aによって企業の実態が取引開始時と大きく変わったりすることは珍しくない。また、サードパーティが本当に実態のある企業かどうかを判別することが難しいケースや、経営陣とUBO(最終受益者)が一致せず「疑わしい取引」の潜在的リスクを検知できない、あるいは、社名は変わらず知らないうちに会社の“中身”が入れ替わっているということも起こりうる。加えて、テクノロジーを主とするベンチャー企業の場合、そもそも企業としての歴史が浅く、法人の情報だけを確認してもそれほど意味がないということも考えられる。そのため、非常に詳細なデータであったとしても、内容が更新されていなければ全く役に立たなくなる。

このように、サードパーティ・リスクに対応するためのデューデリジェンスを行なう上では、利用するデータの詳細さはもとより、データの鮮度を常に保つ更新性や内容の正確さを担保する信頼性、地域や内容の偏りが無い網羅性が大いに期待される。さらに実際にデューデリジェンスを行なう担当者がこれまでに得た知見や培ってきたリスク感度などのセンス、想像力が試される部分もあるだろう。

\*\*\*

言うまでもなく、ESG要素に対する投資家や社会全体の関心は非常に高まっている。そして、それが今や大きな力となって、投資対象の選別や除外という形で現れたり、レピュテーション・リスクや不買運動に発展したりと、企業の業績に大きく影響するようになっている。企業側も「対応は急務」との認識を強くしているはずだ。

しかし一方で、ESGコンプライアンスとしてカバーする領域は非常に広い。そのため、デューデリジェンスやスクリーニングの徹底によってサードパーティ・リスクを確実にマネジメントしきれているか、不安を感じている企業や担当者もいるだろう。

繰り返しになるが、取引開始時のデューデリジェンスや定期的なスクリーニングはリスク低減に繋がる最も有効な取り組みのひとつだ。ここをすり抜けられると、企業は間違いなく潜在的なリスクを抱えたままビジネスを続けることになる。

だからこそ、今まさに必要なデータの調達や人材の確保を含め、どのような体制を構築して自社にふさわしいESGコンプライアンスを実践していくのか、早く答えを出す必要がある。これをリードし、安全で安定した経営を実現するには、経営陣の強力なイニシアティブとコンプライアンス担当者の尽力が不可欠だ。

ウェブサイト [refinitiv.com/ja](https://www.refinitiv.com/ja) |  @RefinitivJP  @RefinitivJP

Refinitiv(リフィニティブ)はロンドン証券取引所グループ(LSEG)のグループ企業として、金融市場のデータとインフラストラクチャを提供する世界有数のプロバイダーです。Refinitivの売上高は62.5億ドルに上り、190カ国で4万余りの企業・機関、40万を超える利用者を擁し、世界全体で金融にかかわる市場参加者を支えています。お客様が自信を持って重要な投資や取引、リスク判断を実行できるように、Refinitivは情報とインサイト、テクノロジーを提供しています。独自のオープン・プラットフォームとクラス最高のデータおよび専門知識を組み合わせることで、選択と機会に結び付け、お客様とパートナーの皆様のパフォーマンス、革新、成長を促進してまいります。詳しくはウェブサイトをご参照ください。 <https://www.refinitiv.com/ja>

免責事項: © Refinitiv 2021

本文および本文の内容(以下、「本内容」)は、あくまでも一般的な情報提供を目的としたもので、筆者の本主題に係る過去の経験に基づくものであります。記載された内容はRefinitivの見解を反映するものではありません。なお、無断での複製、転送等を行わないようにお願いします。

本内容は、如何なる法域又は領域においても、投資助言(及びその他の如何なる助言)を提供するものではなく、また金融商品の売買の申し込み又はその勧誘とみなされるべきではありません。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、Refinitivは、本内容に含まれる情報の正確性、最新性、適切性及び完全性、また本内容の利用結果について如何なる保証も行わず、本内容に起因して生じた損失や損害について一切責任を負いません。Refinitivは予告なくいつでも本内容を変更、削除する権利を留保します。

発行元:リフィニティブ・ジャパン株式会社

Webサイト: [refinitiv.com/ja/governance-risk-compliance-solution](https://www.refinitiv.com/ja/governance-risk-compliance-solution)

お問い合わせ先

URL: [refinitiv.com/ja/ask](https://www.refinitiv.com/ja/ask)

電話: 03-6743-6515